

令和5年度 下諏訪町結婚新生活支援事業補助金

◆申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日



◆対象世帯（次の要件を全て満たす世帯が対象となります。）

1. 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、町に住民票があること。
2. 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
3. 対象となる住居が町内にあること。
4. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
5. 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領による補助金の交付を受けたことがないこと。
6. 町税等に滞納がないこと。
7. 夫婦の申請年度前年分所得の合計が500万円未満であること。

※貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を所得から控除できます。

◆補助金額

実際にかかった経費のうち、30万円を上限として全額を補助します。（1,000円未満切捨て）
夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり60万円を限度とします。

◆対象経費

- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日までの、婚姻を契機とする転入（転居）にかかる
 - （1）住居費（物件の購入費用または賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
 - （2）住居への引越費用（引越し業者または運送業者への支払いに係る実費に限る）
 - （3）リフォーム費用

◆提出書類

【全員共通】

- | | |
|-------------|------------------------|
| （1）補助金交付申請書 | （2）婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 |
| （3）所得証明書等 | （4）納税証明書 |
| （5）住民票 | （6）結婚新生活支援事業に関するアンケート |

【奨学金を返済している場合】

- （7）返済を確認できる書類（奨学金返還証明書、領収書、通帳の写し等）

【住居購入の場合】

- （8）売買契約書の写し及び領収書等の写し

【住居賃貸の場合】

- （9）賃貸借契約書の写し及び領収書等の写し （10）住宅手当支給証明書

【引越しの場合】

- （11）引越しに係る領収書等の写し

【リフォーム費用の場合】

- （12）工事請負契約書及び領収書等の写し

【お問い合わせ】

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8
下諏訪町産業振興課移住定住促進室 TEL：0266-27-1111（内線274）